

国 空 安 政 第 2354 号  
国 官 参 航 安 第 793 号  
令 和 4 年 12 月 23 日

日本貨物航空株式会社  
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

## 不適切な整備作業の実施について (嚴重注意)

令和 4 年 9 月 23 日、貴社所属の運航乗務員より、「ボーイング式 747-8F 型機(JA12KZ)の No.4 Thrust Reverser が Full Reverse にならない」旨の報告に基づき、貴社が実施した不具合探求において、No.4 Thrust Lever の Access Cover を取り付ける Screw(1 本)に航空機及び装備品等の設計製造者による技術基準に基づかない部品(異なる部品番号の Screw)が装着されていることが判明し、同月 28 日に航空局へ報告があった。

また、その後の調査の結果、同年 8 月 30 日に貴社所属の確認主任者により、当該 Thrust Reverser 関連の不具合探求と関係のない、他の修復作業(Nose Landing Gear 格納庫内の Light 固定用 Screw 交換)を実施するために払い出させた Screw を当該 Lever に装着したこと及び当該他の修復作業を実施していないにも関わらず、貴社所属の認定作業者に整備記録を作成させたことが追加で判明した。

これは、

- 航空法第 104 条第 1 項に基づき認可を受けた貴社の整備規程及び同法第 20 条第 2 項に基づき認可を受けた業務規程において、整備の実施方法は、機体及び装備品等の製造者等が作成した整備に関する技術資料に準拠し、かつ、会社の技術水準及び整備経験等を考慮して適切な整備が実施できるように定めた規定に違反
- 同整備規程及び同業務規程において、整備の記録の作成は、整備の記録の作成責任者が、定められた様式に従って明確に記録する旨を定めた規定に違反するものである。

技術基準に基づかない部品の装着や、実態のない作業について整備記録を作成させるような対応をするといった一連の行為は、安全運航の確保に係る基本的な認識が不十分なものであり、誠に遺憾である。

また、貴社においては平成 30 年に不適切な整備作業が発生し、事業改善命令等の処分を受け、是正措置の取り組みを実施してきたにもかかわらず本事態が発生させたことは、社員に対する安全意識の徹底、コンプライアンス教育の実施及びその遵守の意識付けが未だ不足しており、社内安全管理体制が不十分であったと言わざるを得ず、嚴重に注意する。

については、本事態が発生した原因及び背景となった要因を調査し、今後二度と同様な事態が発生させないための再発防止策を検討の上、令和 5 年 1 月 16 日までに文書で報告されたい。

以 上